

## 附属機関等への女性の登用推進のための特別活動要綱（抜粋）

### （目的）

第1条 この要綱は、京都市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）に基づき、「第5次京都市男女共同参画計画」に掲げる「市の附属機関等における男女構成比の均衡の確保」の実現に向けて、「女性委員のいない附属機関等数「ゼロ」を維持し、男女いずれの割合も少なくとも35%以上となる委員構成の確保」という目標を達成するために必要となる特別活動を定め、もって政策方針決定への女性の参画を促進することを目的とする。

### （局長等の責務）

第3条 条例に基づき、京都市事務分掌条例第1条に規定する局、会計室、区役所、消防局、交通局、上下水道局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局の長及び教育長（以下「局長等」という。）は、第1条の目的を達成するため、文化市民局長と協議のうえ、積極的な取組に努めるものとする。

2 局長等は、毎年度文化市民局長が指定する期日までに、その所管する附属機関等への女性委員の参画状況調書（第1号様式）を文化市民局長に提出するものとする。

### （女性委員の割当基準）

第3条の2 各附属機関等の委員（市会議員及び選挙により選任される者を除く。）に占める女性の割合は、原則として100分の35以上100分の65以下とする。

### （登用状況の公表）

第3条の3 文化市民局長は、毎年度、各附属機関等における女性の委員の登用状況を明らかにした文書を作成し、これを公表するものとする。